

登録前義務研修のシラバスについて

平成18年10月

日本弁理士会

1. 研修の理念

弁理士資格を有する者が国内業務及び国際的業務を行うために求められる基本的素養の習得

弁理士試験ではカバーできない実務領域の研修

参入規制とならないために、一般的に試験合格者程度であれば、大きな負担なく修了できるレベル

2. 研修スケジュール

10月末 弁理士試験合格発表

12月1日研修開始。期間は、12月から2月の3か月間。

研修形式は、国が企画・立案し、日本弁理士会等に実施を委託する7回のスクーリング及びE-ラーニング研修。

新年度4月から弁理士業務を可能とする。

3. 修了認定

出席（90%以上）+ 課題に対するレポート提出（60点以上）とし、修了考査は行わない。

修了認定要件を満たさない受講生に対して、3月中に補習を開催。

4. 免除

特許庁審査官経験者及び弁護士については、弁理士倫理等以外の課目の研修受講を免除する。

試験合格者で研修受講の部分免除を希望する者に対しては、課題に対するレポート作成を課し、各レポートについて60点以上を獲得した者について当該課目の研修受講を免除する。ただし、弁理士倫理等の課目については免除はないものとする。

5. 到達目標

競争に参入可能となるだけの実務能力担保

本研修は、将来的な実務能力を保証するものではなく、当然自然淘汰はあり得る。したがって、その後の自己研鑽は必須。

将来への懸念。

（実務能力の不足する新人弁理士の増加により、先輩弁理士の下におけるOJTによる教育システムに破綻を来し十分な自己研鑽が困難となり、ユーザに損害を及ぼす事態が生ずるおそれ。）

登録前義務研修のシラバス

平成18年10月
日本弁理士会

【登録前義務研修の理念】

1. 弁理士資格を有する者が国内業務及び国際的業務を行うために求められる基本的素養の習得
2. 弁理士試験のみではカバーできない領域（実務分野）の研修
3. 参入障壁とならないようにするための内容、期間等に関する十分な配慮

【研修方法等】

1. 対象者 弁理士試験合格者及び弁理士試験免除者
 - ・それぞれの事情に基づく研修内容を設定する（8. 研修免除参照）。
2. 実施者
 - ・企画、立案は国（法令により実施内容等を規定）
 - ・具体的実施は弁理士会研修所等に委託
3. 研修方法
 - (1) e-ラーニング（家庭教師システムによる支援含む）+スクーリング
 - * 家庭教師システム：e-ラーニングにおいて、講師と受講者とが、リアルタイム若しくはメールにより、質疑応答、進捗具合のチェック、激励等を必要に応じて実施する。
 - (2) 出席（90%以上）+ 課題に対するレポート提出（60点以上）で修了認定。修了考査は行わず、きちんと対応すれば試験合格者であれば全員修了認定できるものとする。
 - (3) 補講および補習
 - 修了認定要件を満たさない受講生に対して、補習を開催する（補講により修了認定要件を取得させる）。
4. 期間
 - ・10月末に弁理士試験合格発表
 - ・12月1日研修開始、12月から2月における7回のスクーリング（計28時間）を伴うE-ラーニング研修（計38時間）で、2月末研修修了。
 - ・3月に修了認定に至らない者の補習を行い、同じく3月から弁理士登録を受け付け、遅くとも新年度から弁理士業務を可能とする。
 - ・開催回数
 - 基本的に年1回とする。
 - 受講希望者の動態に応じて、開催回数を増加する。

5. 研修対象 実務知識の伝授 + 実務能力（産業財産権の権利形成基本プロセス）

- ・ 弁理士関係法規 + 弁理士倫理 + 弁理士業概論
- ・ 特許・実用新案
- ・ 意匠
- ・ 商標

6. 到達目標

(1) 目標レベル

競争に参入可能となる実務能力の前提担保

本研修は、将来的な実務能力を保証するものではなく、当然に自然淘汰はあり得る。したがって、その後の自己研鑽は必須。

現状から見た将来への懸念（実務能力の不足する新人弁理士の増加が今後も続けば、OJTによる教育システムでは実務能力を補完することが困難となり、ユーザに損害を及ぼす事態が懸念される。）

知財専門人材の一員たる実務能力の担保（量的不足を補完できるだけの能力）

(2) 参入可能な能力（知財専門人材の一員たる能力）とは、

『産業財産権の権利形成基本プロセスの修得』 = 実務知識 + 実務能力

7. 研修開催場所

試験開催場所と同じ全国5か所（東京、大阪、名古屋、福岡、仙台）若しくは弁理士会の9支部（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州）においてスクーリングを開催する。スクーリングは土曜日を基本とするが、受講できない者への配慮として、日曜日の開催も設定する。

但し、受講希望者の動態（場所・多寡等）に応じて、開催場所を設定する。

8. 研修免除

(1) 特許庁審査官経験者及び弁護士

弁理士関係法規 + 弁理士倫理 + 弁理士業概論以外の研修受講を免除する。

(2) 試験合格者

試験合格者の内、実務経験を有する者等について配慮するため、研修開始前に課題に対するレポート作成を課し、各レポートについて60点以上を獲得した者に対しては、当該課目の研修受講を免除する。

ただし、弁理士関係法規 + 弁理士倫理 + 弁理士業概論については、免除はないものとする。

【研修科目のポイント】

研修が参入規制とならないようにするため、以下のとおりとする。

- ・ 10月下旬の最終合格発表後、12～2月の3か月で修了できるようにし、新年度から弁理士業務を開始できるようにする。
- ・ 修了考査は行わず、出席と課題提出のみとする。

経済のグローバル化や企業の海外活動の拡大により、海外において知的財産を権利化していくことが必要となっていることを踏まえ、PCT出願、マドプロ出願についての研修、及び、主要国の制度概要に関する研修を設ける。

その他、義務研修ではないが、希望者に対する任意研修として、以下のような研修を設けることも検討する。

- ・ 明細書作成等の2分野、3分野目。
- ・ 審判概論、実務研修
- ・ 文系出身合格者で技術の素養がない者に対する、明細書のあり方（読み方および作成方法）研修
- ・ 諸外国の特許制度 等

【産業財産権の権利の形成のための基本的プロセスの修得】

1. 特実の部

発明の把握

発明の把握とは

発明者が把握している発明（創造物）の内容

by 弁理士

権利化すべき発明の内容

・コミュニケーション、・技術、・戦略

水平・垂直展開

発明の特定 調査範囲の把握

先行例の調査 I P D L（演習を含む）

法的要件を備えた出願

- ・明細書の役割
- ・登録要件（審査基準・判例）
- ・作成方法（戦略を含む）
- ・演習（クレーム＋明細書）

中間処理

- ・通知・査定を読み方
 - ・作成方法（意見書・補正書・分割出願・変更出願・審判）（戦略を含む）
 - ・演習
 - ・補正の制限（審査基準・判例）
- リスクについて（失敗例等の説明）

2. 意匠の部

意匠の把握

創作者 意匠（創造物）

創作のポイントの特定（出願対象）

by 弁理士（デザイン、戦略）

意匠の特定（全体・部分・関連物品の名称）

調査範囲の把握

先行例の調査 I P D L（演習を含む）

法的要件を備えた出願

- ・願書・図面の役割
- ・登録要件（審査基準・判例）
- ・作成方法（戦略を含む）
- ・演習（類否判断）

中間処理

- ・通知・査定の読み方
 - ・作成方法(意見書・補正書・分割出願・変更出願・審判)(戦略を含む)
 - ・演習(類非比判断)
- リスクについて(失敗例等の説明)

3. 商標の部

標章 - 商品(又は役務)の特定

商標候補(採択物)(サービスマークを含む)

商標の特定(ブランド戦略) by 弁理士

標章の特定	商品(又は役務)の特定
-------	-------------

3条の検討 商品(又は役務)区分
標準文字 商品(又は役務)名
一般・防護の検討

調査範囲の特定

先行類似商標の調査 I P D L (演習を含む)

法的要件を備えた出願

- ・願書の役割
- ・登録要件(審査基準・判例)
- ・作成方法(戦略を含む)
- ・演習(類非判断)

中間処理

- ・通知・査定の読み方
 - ・作成方法(意見書・補正書・分割出願・変更出願・審判)(戦略を含む)
 - ・演習
- リスクについて(失敗例等の説明)

新人のための登録前義務研修課目

No	分野	課目名	方法	時間	日程	テキスト	基礎/応用	目的	課題	レポート提出・講師評価
1	共通	開講式	集	1	0	×				
2	共通	弁理士法	E	1.5	1.5 任意時期に受講		基礎	弁理士制度の理解		
3	共通	弁理士倫理	E	2	2 任意時期に受講		基礎	遵守すべき倫理の理解		
4	共通	弁理士業概論(一般倫理、対人関係事項、論理的思考、業務受任)	E	1.5	1.5 任意時期に受講		基礎	弁理士倫理以前の社会人としての倫理等の習得、出願時の顧客対応(アカウンタビリティ、インタビュー能力含む)などの習得		
5	特許	情報調査	E	3	3 任意時期に受講		基礎	各種特許情報の入手方法・検索方法の習得及び演習(化学・機械・電気のうちいずれか一つ)		
6	商標	情報調査	E	1.5	1.5 任意時期に受講		基礎	先行調査の方法の習得		
7	共通	出願手続(オンライン出願・願書の書式)	E	1.5	1.5 任意時期に受講		基礎	出願時の書誌的事項、事務手続きの習得		
8	特許	PCT出願	E	1.5	1.5 任意時期に受講		基礎	PCT出願の実務上の基礎知識の習得		
9	商標	マドプロ出願	E	1.5	1.5 任意時期に受講		基礎	マドプロ出願の実務上の基礎知識の習得		
10	特許	明細書のあり方(読み方・作成)・概論	E	1.5	1.5 S1前に受講		基礎	明細書作成の基礎知識の習得・発明の把握		
11	特許	審査基準(産業上の利用可能性、発明の新規性・進歩性、36条、発明の単一性)	E	3	3 S1前に受講		基礎	クレーム作成に必要な審査基準の概要		
12	特許	クレームの作成・解釈	E	1.5	1.5 S1前に受講		基礎	クレーム作成の基礎知識の習得		
13	共通	条約(主要国の制度概要)	E	3	3 任意時期に受講		基礎			
14	特許	クレームの作成・解釈	S	3	0 1日目 = S1	×	基礎	グループ討論	クレーム作成	レポート提出・講師評価
15-1	特許	明細書のあり方(読み方・作成)・演習1(化学)	S	6	0 2日目 = S2		応用	実際に化学分野の明細書を作成して理解を深める(グループ討論)		
15-2	特許	明細書のあり方(読み方・作成)・演習1(機械)	S	同上	0 2日目 = S2		応用	実際に機械分野の明細書を作成して理解を深める(グループ討論)	明細書作成・技術的理解力担保のための課題図書精読	レポート提出・講師評価
15-3	特許	明細書のあり方(読み方・作成)・演習1(電気)	S	同上	0 2日目 = S2		応用	実際に電気分野の明細書を作成して理解を深める(グループ討論)		
16	特許	審査対応・概論 意見書補正書	E	1.5	1.5 S3前に受講		基礎	拒絶理由通知に対応するための基礎知識の習得		
17	特許	審査基準の説明(補正の制限)	E	1.5	1.5 S3前に受講		基礎	審査基準の理解		
18-1	特許	審査対応・演習1(化学)	S	6	0 3日目 = S3		応用	実際に化学分野の意見書・補正書を作成して理解を深める		
18-2	特許	審査対応・演習1(機械)	S	同上	0 3日目 = S3		応用	実際に機械分野の意見書・補正書を作成して理解を深める	意見書・補正書の作成・技術的理解力担保のための課題図書精読	レポート提出・講師評価
18-3	特許	審査対応・演習1(電気)	S	同上	0 3日目 = S3		応用	実際に電気分野の意見書・補正書を作成して理解を深める		
19	意匠	出願手続・概論	E	1.5	1.5 S4前に受講		基礎	出願手続の基礎知識の習得(意匠調査含む)・意匠の把握		
20	意匠	出願手続・演習	S	3	0 4日目 = S4		応用	実際に願書等を作成して理解を深める	願書作成	レポート提出・講師評価
21	商標	出願手続・概論	E	1.5	1.5 S5前に受講		基礎	出願手続の基礎知識の習得・標章・商品(役務)の特定		
22	商標	出願手続・演習	S	3	0 5日目 = S5		応用	実際に願書等を作成して理解を深める	願書作成	レポート提出・講師評価
23	意匠	審査対応・概論 意見書補正書	E	1.5	1.5 S6前に受講		基礎	拒絶理由通知に対応するための基礎知識の習得		
24	意匠	審査基準の説明	E	1.5	1.5 S6前に受講		基礎	審査基準の理解		
25	意匠	審査対応・演習(類否判断)	S	3	0 6日目 = S6		応用	実際に意見書等を作成して理解を深める	意見書の作成	レポート提出・講師評価
26	意匠	類否判断	E	1.5	1.5 S6前に受講		基礎	類否判断の基礎知識の習得		
27	商標	審査対応・概論 意見書補正書	E	1.5	1.5 S7前に受講		基礎	拒絶理由通知に対応するための基礎知識の習得		
28	商標	審査基準の説明	E	1.5	1.5 S7前に受講		基礎	審査基準の理解		
29	商標	審査対応・演習(類否判断)	S	3	0 7日目 = S7		応用	実際に意見書等を作成して理解を深める	意見書の作成	レポート提出・講師評価
30	商標	類否判断	E	1.5	1.5 S7前に受講		基礎	類否判断の基礎知識の習得		

66 38 28
ALL E S+ 開講式

集:集合、E:E-ラーニング、S:スクーリング
スクーリングの進行予定(各Sは土曜日又は日曜日に実施)

開講式 3週(E6時間) S1(3時間) 2週 S2(6時間) 2週(E3時間) S3(6時間)
1週(E1.5時間) S4(3時間) 1週(E1.5時間) S5(3時間) 1週(E3時間)
S6(3時間) 2週(E4.5時間) S7(3時間) 終了式(計11週間)
(任意時期に受講のE-ラーニング17時間は、11週間の期間内の任意の時期に受講する)